

令和2年3月19日

新型コロナウイルス感染症の感染とその拡大防止のための
県主催イベント及び県有施設の3月21日以降の対応について

県主催の一般県民が参加するイベント及び県有施設の臨時休館等について、
3月21日以降について、次のとおり対応することとします。

1 県主催の一般県民が参加するイベントや集会について

令和2年3月20日（金）までとしていた、原則、開催中止又は延期する期間を、当面の間、継続します。

2 県有施設について

令和2年3月20日（金）まで、臨時休館をしている施設は、当面の間、休館を継続します。

3 県有施設の利用料の取り扱いについて

イベント等を開催する目的で県有施設を利用する者が、感染拡大防止を目的として施設利用の中止又は延期を行った場合の施設利用料の取り扱いについては、当面、3月31日までの間、継続します。

※施設利用料の取扱い

キャンセル料は徴収しない（すでに納付されている場合は、全額還付）

※1～3の方針については、今後の感染の広がり等を踏まえ、適宜見直すこととする。